

令和7年度 いじめの対応状況等について

I いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法 平成25年）

II 令和7年度いじめの対応状況等について

1 いじめの把握

（1）アンケート調査

- ①目 的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形 式 児童・生徒及び保護者に対してのアンケート方式
- ③対 象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間 第1回 令和7年 4月1日（火）から令和7年 6月30日（月）まで
第2回 令和7年 7月1日（火）から令和7年11月28日（金）まで
第3回 令和7年12月1日（月）から令和8年 3月25日（水）まで

（2）その他 教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

2 調査結果と分析（5年間の調査結果の比較）

（1）いじめの発生状況（件）

年度	認知件数		いじめの対応状況			
			対応を継続中		解消件数（解消率）	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和7年度	1510	124	456	39	1014 (67.2%)	85 (68.5%)
令和6年度	1733	226	545	107	1188 (68.6%)	119 (52.7%)
令和5年度	1323	144	51	29	857 (64.8%)	80 (55.6%)
令和4年度	1375	184	48	16	984 (71.6%)	129 (70.1%)
令和3年度	1180	108	24	0	797 (67.5%)	85 (78.7%)

※いじめの解消については、いじめに係る行為が止んだ状態から約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの“解消”としている。

- いじめの認知件数は昨年度と比較して小学校で223件、中学校で102件減少した。
- ▶令和6年度にいじめの積極的認知の取組が進み、早期発見の意識が高まって増加したが、令和7年度には未然防止の取組が進み、発生の抑制につながったと考えられる。
- 解消率（解消件数÷認知件数）は、小学校で67.2%、中学校で68.5%だった。令和6年度比で小学校は約1.4ポイント減、中学校は15.8ポイント増となった。
- ▶小学校は対応の水準が概ね維持されているが、中学校では対応の精度が向上したことや、継続的な支援により対応の改善が成果として現れていると考えられる。

(2) 各学年のいじめの認知件数

年度	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
令和7年度	381	300	293	230	182	124	69	38	17
令和6年度	419	342	324	265	225	158	125	71	30
令和5年度	276	266	278	231	163	109	82	42	20
令和4年度	346	286	242	243	159	99	117	37	30
令和3年度	286	249	230	183	113	119	66	32	10

○認知件数の割合は、過去5年間に於いて、小学校第1・2学年で約41%～46%、中学校第1学年で約55%～63%の範囲で推移している。小・中学校ともに、低学年段階における認知発生率が高い傾向が見られる

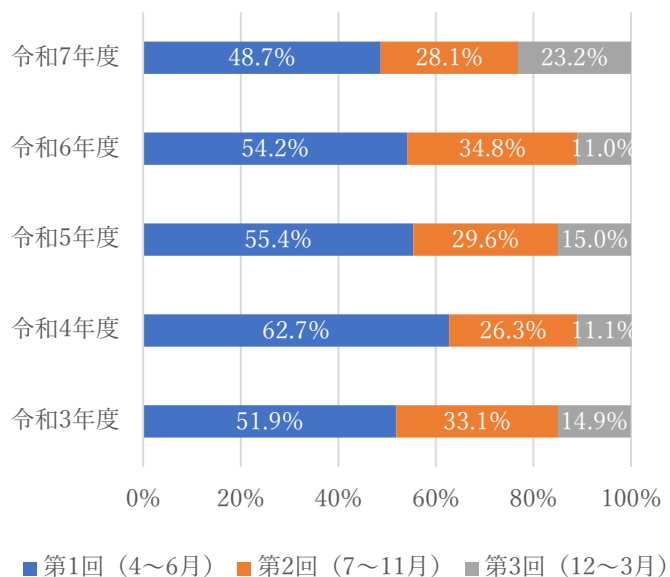
▶いじめの未然防止の取組や早期発見・早期対応には低学年での取組が重要となる。

(3) 各期間における新規のいじめの認知割合

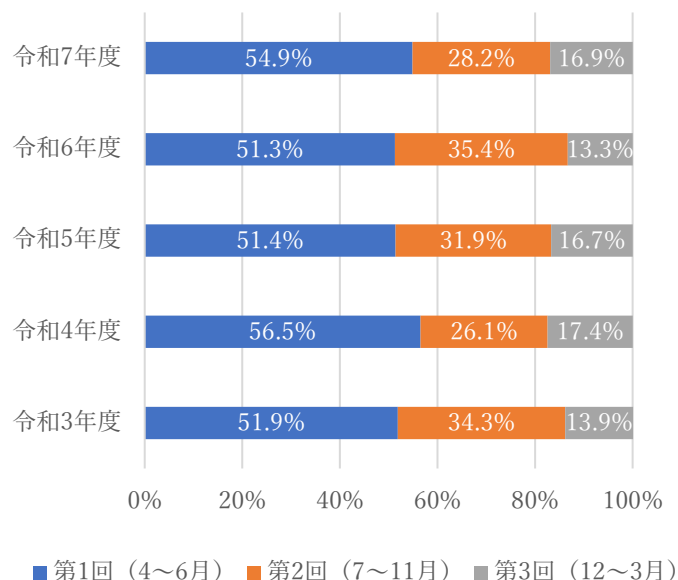
年度	第1回（4月～6月）		第2回（7月～11月）		第3回（12月～3月）	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和7年度	48.7%	54.9%	28.1%	28.2%	23.2%	16.9%
令和6年度	54.2%	51.3%	34.8%	35.4%	11.0%	13.3%
令和5年度	55.4%	51.4%	29.6%	31.9%	15.0%	16.7%
令和4年度	62.7%	56.5%	26.3%	26.1%	11.1%	17.4%
令和3年度	51.9%	51.9%	33.1%	34.3%	14.9%	13.9%

※認知割合は、「各期間における新規認知数÷1年間の認知件数」で計算している。

各期間のいじめの認知割合（小学校）



各期間のいじめの認知割合（中学校）



○令和7年度および過去4年間、第1回調査（4～6月）でのいじめの認知割合が小・中学校ともに最も高くなっている。

▶いじめの未然防止の取組や早期発見・早期対応には4～6月の取組が重要となる。

(4) いじめの態様

①小学校

年度	いじめの態様(件)										
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なことを される	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨性的な 嫌がらせ	⑩その他	計
令和7年度	891	285	508	9	7	118	97	25	2	23	1965
令和6年度	972	292	649	6	13	153	103	28		4	2220
令和5年度	851	284	495	6	11	137	121	18		26	1949
令和4年度	779	257	530	6	8	77	95	16		38	1806
令和3年度	725	167	420	3	4	115	61	13		7	1515

②中学校

年度	いじめの態様(件)										
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なことを される	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨性的な 嫌がらせ	⑩その他	計
令和7年度	84	10	22	2	2	12	8	12	1	0	153
令和6年度	161	16	27	1	4	20	11	22		3	265
令和5年度	91	16	22	1	2	13	10	14		2	171
令和4年度	124	11	34	1	0	19	7	16		2	214
令和3年度	59	9	15	0	0	12	7	21		0	123

※1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、合計はいじめの認知件数と一致しない。

※いじめの態様については、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と定義を合わせて実施している。

○小・中学校ともに「悪口」「軽い暴力」の件数が多く、過去4年間、同様の傾向が見られる。「悪口」の割合が小学校で45.3%、中学校で54.9%であり、「軽い暴力」の割合が小学校で25.9%、中学校で14.4%であった。

▶小・中学校で「悪口」の割合が高いのは、相手の気持ちを考えない発言など、コミュニケーションの取り方について課題があると考えられる。また、小学校では自分の気持ちを言葉でうまく表現できず「軽い暴力」をふるってしまう場面が多いと考えられる。

Ⅲ いじめの対応として今後も継続して行う取組

1 各小・中学校の取組

- (1) 中野区いじめ防止等対策推進条例や中野区いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針等に基づく取組を実施する。
- (2) いじめを正確かつ確実に認知するために、校内研修を計画的に実施し、適切な認知や早期対応を徹底する。

2 教育委員会の取組

- (1) 中野区いじめ防止等対策推進条例や中野区いじめ防止基本方針に基づく取組が全校で確実に充実されるよう、研修等で指導を継続する。
- (2) いじめ防止フォーラムの実施や中野区教育委員会作成のリーフレット「いじめのない中野区を目指して」等を活用し、保護者へ中野区いじめ防止等対策推進条例を周知する。

Ⅳ 令和８年度における取組の重点

1 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行うために、指導の内容や校内体制（学校いじめ対策委員会、いじめ対応担当）の設置や定期的な開催等を具体的に示し、全教職員が確認する。
- (2) 組織的にいじめの解消に向けた教職員の役割分担、対応及び対応経過の記録を徹底する。

2 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

(1) コミュニケーションに関わる学習の充実

- ① 日常の授業や文化的行事・儀式的行事等の様々な機会を捉え、自身の感情のコントロールや他者への共感、良好な人間関係を築く力や、互いに認め合う態度を育む取組を推進する。
- ② 児童・生徒が心身の危機や強いストレスに直面した際、一人で抱え込まずに信頼できる大人に適切に助けを求める力（援助希求能力）を育むために民間事業者と連携してＳＯＳの出し方に関する教育を行う。

(2) 子どもの意見を反映させた教育活動の推進

- ① 学級活動や生徒会活動、学校行事等において、児童・生徒の意見や考え、思いを安心して表明できる場をより増やすための取組を推進する。
- ② 子どもの意見を反映させた教育活動推進予算の活用及び子どもが考える移動教室・修学旅行を中核として特色ある教育活動を充実させる。
- ③ 児童・生徒が「中野区子どもの権利に関する条例」の考えを知り、意見や考え、思いを表明することができる取組や学校と児童・生徒が話し合い合意形成を図る機会などを推進する。
- ④ 学校生活のきまりを見直し、児童・生徒の主体性や自己決定を尊重した規範形成を進めるとともに、安心して意見を表明できる環境づくりを推進する。

(3) 学校生活への意識調査の実施

- ① 「学校生活のアンケート」では、日々の指導が魅力ある学校づくりにつながっているか点検・評価し、改善する。

3 いじめの未然防止

(1) 児童・生徒がいじめについて主体的に考える機会の設定

- ① いじめについて児童・生徒同士が話し合いながら考える活動を取り入れた「いじめに関する授業」を実施し、児童・生徒が主体的に考え、行動できるようにする。
- ② SNSの正しい使い方やマナーに関する学習の充実
・「GIGAワークブックとうきょう」等を活用した情報モラル教育を行うとともに一人1台タブレットの使用やSNSでのトラブル防止について児童・生徒が主体的に考える場を設定する。

(2) すべての児童・生徒にとって安全で安心な学級づくり

- ① 一人ひとりの児童・生徒を大切にした学級経営や授業等を実施し、担任と児童・生徒との信頼関係をつくる。
- ② 児童・生徒同士の人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるよう日々の授業や行事の中で、一人ひとりの活躍の場を提供する。
- ③ 改めて児童・生徒との信頼関係構築に努め、児童・生徒・保護者がいじめを訴えやすい関係づくりや学校体制を整備する。

(3) 保護者への普及・啓発

- ①学校と家庭が連携し、いじめの未然防止や対応に当たれるよう、「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等を活用して内容を周知する。
- ②「SNS家庭ルール」を保護者会等の機会において啓発する等、学校と家庭が連携した情報モラル教育を推進する。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) 教職員間の連携強化

- ①学校いじめ防止基本方針や学校いじめ対策委員会について、入学時・各年度の開始時に児童・生徒、保護者、関係機関等に説明し、理解を得る。
- ②相談体制の充実
 - ・区費や都費スクールカウンセラー、心の教室相談員の配置による、児童・生徒や保護者が相談しやすい体制の充実を図る。
 - ・小学校5・6年生および中学校では、一人1台端末を活用した中野区SNS相談窓口「STANDBY」を行う。
 - ・教育相談室の相談申込をLogoフォームで行えるようにするなど、相談しやすい体制を整える。
- ③教職員研修の充実
 - ・各校の教職員の対応力の向上を図るため、いじめ防止研修やいじめ防止フォーラム、生活指導主任会等において、実践的な対応についての研修を行う。

(2) 関係機関との連携強化

- ①中野区教育委員会いじめ問題対策委員会の答申を踏まえていじめの防止等のための対策を実行的に行うとともに、重大事態が発生した場合には、円滑な対応に努める。
- ②コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の取組の推進等により、学校や地域が抱える課題等について関係者と共有・協議し、地域ぐるみで対応する仕組み作りを推進し、地域の関係機関等と連携するとともに地域の協力を得つつ、地域ぐるみでいじめの未然防止に取り組む。
- ③児童・生徒の健全な育成の観点やインターネット上のいじめ、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案への対応が行えるよう、生活指導主任会等において警察と情報共有や相談を行うなど、日常的な情報共有体制の構築による連携強化を図る。

5 いじめ重大事態の発生を防ぐための取組

(1) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）に基づく対応

- ①チェックリストを活用し、学校いじめ対策組織の組織体制整備等の平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検の実施を進める。
- ②教職員研修の充実
 - ・ガイドラインの理解を目的とした研修を実施する。
 - ・スクールロイヤーと連携した実践的な事例検討を通じ、平時からの備えの徹底を図る。

(2) 児童・生徒への適切な指導・支援

- ①被害の児童・生徒の安全確保と不安解消及び、加害の児童・生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察を実施する。

(3) 保護者との連携

- ①被害及び加害の児童・生徒の保護者への丁寧な説明と相互理解に基づく対応を徹底する。

V いじめ防止動画の作成について

1 目的

上記2「(2) 各学年のいじめの認知件数」のとおり本区においては小学校低学年におけるいじめの認知件数が小学校全体の約44%を占め、その割合は増加傾向にある。

こうした状況を踏まえ、区が示すいじめの定義や具体例について、児童の発達段階に応じて理解を促すとともに、児童一人ひとりが友だちとより良い関係を築こうとする態度の醸成を図る必要がある。

このため、主に低学年児童及び保護者を対象として、いじめ防止に関する理解と意識の向上を図ることを目的に、アニメーションによる啓発動画を制作するものである。

2 事業概要

(1) 構成

アニメーション形式の動画とし、4～5分程度とする。区が示すいじめの定義や具体的内容を盛り込み、小学校低学年におけるいじめの未然防止を図る。

(2) 対象

区立小学校低学年児童 ※未就学児にも可能な限り理解しやすい内容とする。

(3) 制作について

①「中野区いじめ防止動画制作委員会」の設置

教育委員会事務局内に「中野区いじめ防止動画制作委員会」を設置し、委託事業者に加え、小学校長及び幼稚園長の参画を得る。企画・構成、脚本、映像内容等について、学校及び園の意見を反映させながら制作を進める。

②制作業務委託の締結

区が、テレビアニメを中心に各種映像作品の企画・制作等を行う事業者と業務委託契約を締結し、動画制作を行う。

(4) 利用方法（案）

①区公式YouTube「中野区公式チャンネル」での公開

②庁舎内大型スクリーンでの放映

③道徳科等の授業における教材としての活用

④全校集会等での視聴

⑤教員研修等での活用

⑥保護者会等での視聴

⑦一斉連絡システム（すぐーる）による配信

⑧その他必要に応じた活用

(5) 今後のスケジュール（案）

令和8年 7月 中野区いじめ防止動画制作委員会の開催（企画・構成案の検討）

8月 中野区いじめ防止動画制作委員会の開催（脚本の検討）

令和9年 2月 中野区いじめ防止動画制作委員会の開催（映像内容の検討）

3月 動画の完成

4月 校・園長会で説明、学校へ周知、利用開始